

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	湘南鎌倉医療大学
設置者名	学校法人徳洲会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門科目	合計		
看護学部	看護学科	夜・通信			15	15	13	
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.sku.ac.jp/information/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名 該当なし
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	湘南鎌倉医療大学
設置者名	学校法人徳洲会

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.sku.ac.jp/information/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	一般社団法人代表理事	2025.6～ 2027.6	理事長、業務執行理事の業務の監督及び理事会の意思決定
非常勤	一般社団法人代表理事	2025.6～ 2027.6	理事長、業務執行理事の業務の監督及び理事会の意思決定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	湘南鎌倉医療大学
設置者名	学校法人徳洲会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各教員は、シラバス作成ガイドラインに則り、シラバス(授業形態、授業概要、各回の授業計画、到達目標、成績評価方法をはじめ、ディプロマ・ポリシーとの関係、実務経験歴と当該授業への活かし方、オフィスアワー、予習項目・時間数、授業後の復習時間、予習復習の学修方法、参考教材等)を記載し、ホームページで公表している。	
授業計画書の公表方法	https://www.sku.ac.jp/information/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則等において、単位認定及び成績評価の基準を定めている。これらは、ガイダンスや初回の授業等で学生に周知する。 シラバスには、評価方法とともに評価方法別の比率を記載することとしている。 <湘南鎌倉医療大学 学則> (成績) 第36条 授業科目の成績評価は、秀・優・良・可・不可の5種をもって表わし、可以上を合格とする。 2 前項の基準については、秀は90点から100点、優は80点から89点、良は70点から79点、可は60点から69点とし、59点以下を不可とする。 3 前2項にかかわらず、学長は別の表記で成績を表すことを認めることができる。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学則に成績評価基準を示すとともに、ホームページ等に GPA 等の客観的な指標を示すほか、算出基準も明記している。また、成績評価を適切に実施するため、シラバスに到達目標と評価方法、評価方法別の割合を記載することとしている。

学則に定める成績評価基準とG P A算出方法は以下のとおりである。

評 価		G P	区分
評定	評点		
秀	100～90 点	4	合格
優	89～80 点	3	合格
良	79～70 点	2	合格
可	69～60 点	1	合格
不可	59 点以下	0	不合格

G P Aの算出方法

(秀の取得単位数×4) + (優の取得単位数×3) + (良の取得単位数×2) + (可の取得単位数×1)

GPA＝

履修登録単位数の総計

なお、成績の分布状況の把握については、学務システム等を使用して実施している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.sku.ac.jp/information/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学ではディプロマ・ポリシーを定め、ガイダンス等で周知するとともに、ホームページで公表することとしている。

以下の能力を修得し、学則で定める所定の卒業要件単位（128 単位）を取得したものに「学士（看護学）」の学位を授与する。

I. 人間として必要な他を思いやる豊かな人間性、幅広い教養、倫理観、生活能力、マナーを身につけている

II. チーム医療に関心が高く、実践現場において関わる人々との十分なコミュニケーションが取れ、多職種連携において看護の専門的役割が果たせる

III. 修得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践ができる

IV. 地域特性を理解し、地域における看護活動発展への意思を持ち地域看護活動の基礎能力を身につけている

V. グローバル化の進展を視野に入れつつ看護専門職者として生涯にわたって人間の尊厳を擁護する看護を实践し、看護ケアの質向上について探求・研鑽していく基礎能力を身につけている

卒業認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけ、学則で定める要件を満たしていること等を踏まえ、教授会での確認・審議を経て学長が決定することとしている。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://www.sku.ac.jp/over_view/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	湘南鎌倉医療大学
設置者名	学校法人徳洲会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.sku.ac.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	https://www.sku.ac.jp/information/
財産目録	https://www.sku.ac.jp/information/
事業報告書	https://www.sku.ac.jp/information/
監事による監査報告(書)	https://www.sku.ac.jp/information/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.sku.ac.jp/information/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 看護学部
教育研究上の目的（公表方法： https://www.sku.ac.jp/information/） （概要） 看護学科は、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り科学的理論に裏付けられた専門的知識・技術を修得させるとともに、多職種連携への意識を醸成し、地域で暮らす人々へのケア開発等への理解を深め、あらゆる健康レベルの人々の健康・生活向上への支援方法を実践できる幅広い能力を有する看護専門職を育成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.sku.ac.jp/over_view/） （概要） 以下の能力を修得し、学則で定める所定の卒業要件単位（128 単位）を取得したものに「学士（看護学）」の学位を授与する。 I. 人間として必要な他を思いやる豊かな人間性、幅広い教養、倫理観、生活能力、マナーを身につけている II. チーム医療に関心が高く、実践現場において関わる人々との十分なコミュニケーションが取れ、多職種連携において看護の専門的役割が果たせる III. 修得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践ができる IV. 地域特性を理解し、地域における看護活動発展への意思を持ち地域看護活動の基礎能力を身につけている V. グローバル化の進展を視野に入れつつ看護専門職者として生涯にわたって人間の尊厳を擁護する看護を実践し、看護ケアの質向上について探求・研鑽していく基礎能力を身につけている
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.sku.ac.jp/over_view/） （概要） カリキュラムは「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の 4 つの科目群で教育課程を編成、学年進行とともに学生の学びを順次積み上げ、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修するとともにグローバル社会に対応できる学士力をそなえた看護専門職を養成する教育内容とする。 I. 初年次教育を重視し、アカデミック・スキルズを身に付け看護専門職として学び続ける自己研鑽の態度を養う科目を配置する。 II. 「基礎教養科目」は哲学的思考を基盤に豊かな人間性、教養を培い、高い倫理性を育て、品格を備えた看護専門職者を養成するために「人間の理解」「コミュニケーションの方法」「科学的探究」「社会と文化」「運動とリクリエーション」の 5 つに区分して科目をバランスよく配置する。 III. 「専門基礎科目」は看護学の基盤となる人体の形態・機能を理解し、健康障害を起こす要因や障害・疾病に陥った時の人体の状況、社会環境と人々の健康とのかかわりを学修する科目を「人体の構造と機能」「健康障害と回復」「健康支援と社会システム」の 3 つに区分し配置する。

IV. 「専門科目」は看護専門職として必要な専門的知識・技術を修得するとともに、知識と技術を統合して看護学を発展的に考察する科目を「領域別科目」「統合科目」の2つに区分し配置する。 V. 卒業要件を満たすことによって、看護師国家試験の受験資格が得られる教育内容とする。また選択制で保健師国家試験受験資格が得られる科目を配置する。 VI. 学修成果の評価については、到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、筆記試験・レポート・実技試験・実習評価、授業態度や授業への貢献の度合い等で総合的に実施する。
入 学 者 の 受 入 れ に 関 す る 方 針 （ 公 表 方 法 ： https://www.sku.ac.jp/over_view）
（概要） 「生命だけは平等だ」という理念のもと、あらゆる健康レベルの人を対象に看護実践を行う看護職になるために以下のような学生を求めます。 I. 人々の生命・健康・看護・生活に関心を持ち、そのことを深く学びたいという意欲のある人 II. 大学で看護学を学ぶために必要な基礎学力を有している人 III. 看護職の資格を取得し、広く社会で貢献したいとの意欲を持つ人 IV. 豊かな感性を持ち、十分なコミュニケーション能力を有し、他者の考えを理解し、柔軟な思考力・発想力と好奇心を持って、看護学の奥深さや楽しさを学ぶ意欲を有している人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.sku.ac.jp/information/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2 人	－					2 人
看護学部看護学科	－	9 人	9 人	4 人	11 人	0 人	33 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		107 人					107 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.sku.ac.jp/information/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護学部	100 人	102 人	102.0%	400 人	405 人	101.3%	0 人	0 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	100 人	102 人	102.0%	400 人	405 人	101.3%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護学部	102 人 (100.0%)	1 人 (1.0%)	95 人 (93.1%)	6 人 (5.9%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	102 人 (100.0%)	1 人 (1.0%)	95 人 (93.1%)	6 人 (5.9%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 各教員は、シラバス作成ガイドラインに則り、シラバス（授業形態、授業概要、各回の授業計画、到達目標、評価方法をはじめ、ディプロマ・ポリシーとの関係、実務経験歴と当該授業への活かし方、オフィスアワー、予習項目・時間数、授業後の復習時間、予習復習の学修方法、参考教材等）を記載することとしている。 (授業方法) 科学的な根拠に基づいた判断力・思考力をもつ看護専門職者の育成という観点から、知識と技術を系統的に学修できるよう授業科目を体系づけ、授業形態は、その科目の目的、内容に応じて、講義、演習、実技、実習の適切な方法をもって行う。 授業は教育効果を見据えて講義形式では 100 名、演習形式では 25～50 名を基本とし、実習においては実習施設・実習内容に応じて原則的に 5 名グループで実施するが、訪問看護ステーション等小規模施設では 2～3 名の小グループを編成し実施する。 さらに、アクティブ・ラーニング、グループワークや双方向授業を積極的かつ体系的に取り入れ、学修者に課題を発見させ（主体的）、一人で考え、二人で対話し、四人で討論し、教室全体でも討論し（対話的）、自分で最適の解を発見（深い学び）する能力を養成する。 なお、講義時間は 1 時限を 90 分、35 週 2 学期制を原則とする。 (配当年次) 各科目は、基礎教養科目から、専門基礎科目、専門科目へと、概ね順序性を踏まえて体系的に学修できるように各年次に配置する。専門科目においては各概論、援助論を学修した後に臨地実習を配当する。
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

本学では、成績評価に関する基準については、学則等で定め、学則等やシラバスに示した評価方法・基準に基づき、総合的に評価を行い単位認定、卒業認定を行うこととしている。

卒業時の学生が身につける能力を担保するために、シラバスに記載した達成レベルに基づき厳正な評価を行う。さらに、GPA制度を導入し、学生は主体的に自らの学修の履歴を把握することができ、教員はきめ細かな履修指導を計画できるようにする。学則に定める成績評価基準とGPA算出方法は以下のとおりである。

評 価		G P	区分
評定	評点		
秀	100～90 点	4	合格
優	89～80 点	3	合格
良	79～70 点	2	合格
可	69～60 点	1	合格
不可	59 点以下	0	不合格

$$GPA = \frac{(秀の取得単位数 \times 4) + (優の取得単位数 \times 3) + (良の取得単位数 \times 2) + (可の取得単位数 \times 1)}{\text{履修登録単位数の総計}}$$

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
看護学部	看護学科	128 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法 : <https://www.sku.ac.jp/information/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
看護学部	看護学科	1,000,000 円	200,000 円	500,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 学修や履修方法に関するアドバイスをを行い、学生生活全般に関する相談に応じ、学生の状況に合わせたきめ細かい個別相談・支援体制としてアドバイザー制度を導入している。学年毎に1名のチーフアドバイザーと学生20～21名に対して1名のアドバイザー専任教員を配置し、入学時から卒業時まで持ち上がり制で担当する。 また、オフィスアワーの日程は、シラバスやポータルサイトに記載している。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 進路変更、就職、進学、休学、退学等、進路に関する相談をアドバイザーが行う。その際にアドバイザーは必要に応じて他の教員や関連する他部署と連携を取り、最善の支援体制を整える。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 保健師を配置し、急な体調不良への対応や怪我の応急処置などに対応する。また、臨床心理士を配置し、健康上の相談をはじめ学生生活全般において学生からの相談に応じる。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.sku.ac.jp/information/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F114310104892
学校名 (〇〇大学 等)	湘南鎌倉医療大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人徳洲会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		91人（ 50 ）人	82人（ 43 ）人	94人（ 52 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	33人	26人	
	(うち多子世帯)	(7人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	12人	10人	
	(うち多子世帯)	(1人)	(1人)	
	第Ⅲ区分	4人	4人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	14人	9人	
	区分外（多子世帯）	28人	33人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				94人（ 52 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	3人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	2人	人	人
計	5人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	1人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	15人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	15人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。